明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

新株予約権募集事項につき通知公告

当社は、新株予約権募集事項につき、平成23年2月18日開催の取締役会において下記のとおり決議いたしましたので、会社法240条第2項及び第3項の規定に基づき公告します。

平成23年2月28日

東京都港区赤坂六丁目15番11号
株式会社モール・オブ・ティーヴィー
代表取締役　指方　健治

記

1．新株予約権の目的である株式の種類及び数
　当社普通株式　7,500株
　なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、係る調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
　　調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
2．募集新株予約権の総数　7,500個
3．募集新株予約権の払込金額　新株予約権1個につき1,320円
4．払込期日　平成23年3月14日
5．割当日　平成23年3月15日
6．当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
　①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　新株予約権一個につき11,880円
　②行使価額の調整
　（ⅰ）当社は、本新株予約権の割当日後、本項（ⅱ）に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

　（ⅱ）次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
　　イ．株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
　　ロ．その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
　　ハ．行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
　③本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7．当該新株予約権を行使することができる期間
　平成23年4月1日から平成33年3月31日まで。但し、最終日が休日の場合は、その直前の当社の営業日までとする。
8．当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
9．新株予約権の譲渡に関する事項
　当該新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
10．自己新株予約権取得の事由及び取得の条件
　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。
11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は当社が無償で取得して消却し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
　①交付する再編対象会社の新株予約権の数　組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
　②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類　再編対象会社の普通株式とする。
　③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数　組織再編行為の条件等を勘案の上、再編対象会社が決定する。
　④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に前号に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
　⑤新株予約権を行使することができる期間　組織再編行為の効力発生日から、「当該新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
　⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項　「当該新株予約権の行使により株券を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
　⑦譲渡による新株予約権の取得の制限　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
　⑧新株予約権の取得条項　「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

以上

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五三〇円）　本号一部　五四四円（本体五二〇円）　（配送料別）